

農地法第3条申請に係る理由書

○権利を設定または移転しようとする理由の詳細

譲受(借)人の理由	<所有権移転の場合>
	住居地に近く、農業の規模拡大を行う上で便利がよいため。
	<賃貸借設定の場合>
	住居地に近く、農業の規模拡大を行う上で便利がよいため。
	<使用貸借権設定の場合>
	後継者として父の農地を借りて、農業経営を引き続き行うため。
	(など実情に沿った理由を記載してください。)
譲渡(貸)人の理由	<所有権移転の場合>
	遠隔地に居住しており、耕作することが難しく、農地を売却したい。
	<賃貸借設定の場合>
	高齢のため、耕作を継続することが難しく、農業を廃業したい。
	<使用貸借権設定の場合>
	農業者年金(経営移譲年金)を引き続き受給するにあたり、私名義の農地について使用貸借権の設定を行うため。
	(など実情に沿った理由を記載してください。)